

台湾の中学校社会科公民分野にみる 生徒指導の実践的視点

— 学校生活の規範意識に着目して —

山下 大喜*

Practical Perspectives on Student Guidance through Social Studies Education in Taiwan:
Building a Normative Consciousness through Junior High School Life

YAMASHITA Daiki*

(Received September 20, 2025)

本稿は、学習指導と関連付いた生徒指導の実践的視点を展望するために、台湾の中学校社会科教科書を取りあげ、公民分野における学校生活の規範意識を題材とした単元の構成を分析した。現行の中学校学習指導要領では、「学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること」と明記されている。ここでの実践的視点を展望するためには、横軸としての国際的な参照軸を得ることが重要となる。台湾は、アメリカの「ガイダンス」から大きな影響を受け、生徒指導の実践を積み重ね、日々の学習指導にもその原理が組み込まれていることから、比較研究を通じて実践的視点を展望するうえでも有効な参照軸になりうる。

Key Words: Taiwan, Student Guidance, Normative Consciousness, Social Studies Education

はじめに

本稿の目的は、学習指導と関連付いた生徒指導の実践的視点を展望するために、台湾の中学校社会科教科書を取りあげ、公民分野にある学校生活の規範意識を題材とした単元の構成を明らかにすることである。

日本では、生徒指導について、戦後にアメリカから「ガイダンス」を受容し、現場の実践レベルにおける「生活指導」と互いに折り重なりながら実践的蓄積がなされてきた。田中耕治は、『生活集団』としての子どもの発見は、日本においては『生活指導』論として展開され、『教科外教育』の構想に大きな影響を与えることになる⁽¹⁾。生徒指導は、それ単体で展開されるものではなく、学校教育における諸活動と関連付けて充実させていくことが重要となる。例えば、中学校学習指導要領（2017年改訂）では、「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図

ること」と明記され、学習指導との関連付けが強調されている⁽²⁾。この実践的視点を展望するためには、これまでの実践史に学ぶ歴史的研究や構想から検証までの開発的研究が重要な役割を果たす。ここに加えて、実践的視pointsの展望をより確かなものにするためには、横軸としての国際的な参照軸をすえることが必要となる。

そこで、本研究では、台湾の生徒指導を取りあげ、なかでも学習指導との関連付けについて考察する。これまで台湾との比較研究として、生活科教科書を対象とした山下大喜、生島亜樹子、土屋武志の研究がある⁽³⁾。この山下らの研究では、「核心素養」を中核としてコンピテンシー・ベースのカリキュラム政策を展開していること、同じ小学校低学年に生活科をおいていることから、台湾が有効な比較研究の事例になりうるとしている。生徒指導に焦点化するならば、アメリカの「ガイダンス」から影響を受けながら実践を積み重ねてきたことから、国際的な参照軸として実践的示唆を得られるものといえる。これまでの先行研究としては、台湾における生徒指導の歴史的展開を検討した山田美香の研究⁽⁴⁾、専門職の配置

* 山口大学教育学部（教育学選修）〒753-8513 山口市吉田1677-1 ydaiki@yamaguchi-u.ac.jp

状況や支援システムを検討した川瀬瑠美の研究⁽⁵⁾がある。しかしながら、従来の諸研究では、日々の学習指導と生徒指導の関係性について十分な考察がなされていない。この課題を克明にするため、本稿では、中学校社会科公民分野の教科書に着目する。台湾の小学校社会科では、身近にとらえられるような工夫をしながら法律や人権の鍵概念が学ばれている⁽⁶⁾。この基礎を活かして、中学校1年生の公民分野では学校生活における規範意識を題材とした単元がある⁽⁷⁾。この単元を取りあげることで、学習指導と関連付いた生徒指導の実践的視点を見出すことができ、そこから得られた視座は日本の特徴や課題をつかむための有効な参照軸になりうる。

まず第1節では、日本の学習指導要領と生徒指導提要进行をふまえながら、生徒指導の実践的視点を整理する。対して、第2節では、台湾における生徒指導の制度的位置付けを示す。そのうえで、第3節では台湾の社会科公民分野にみられる生徒指導の実践的視点を検討する。

1 日本の学習指導要領と生徒指導提要

学習指導要領は、教育課程を編成するうえでの大綱的基準としての役割を果たす。各学校が教育課程の編成主体になっている点は、日本と台湾で共通しており、「学校を基盤としたカリキュラム開発（SBCD）」が重要視されている。

日本の生徒指導については、冒頭でも記したように、戦後にアメリカから「ガイダンス」を受容し、実践的展開を重ねて現在に至っている。現行の学習指導要領でも、「集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること」とされている⁽⁸⁾。そのうえで、強調されているのが「学習指導と関連付けながら」という視点である。ここでいう「学習指導」は、「教育課程を構成する基本的な要素」である「教科」の時間が「大部分を占め」ることになる⁽⁹⁾。『生徒指導提要』（2022年改訂）には、教科での指導と生徒指導との関係性について以下のようにある⁽¹⁰⁾。

教科指導を進めるに当たっては、教科の目標と生徒指導のつながりを意識しながら指導を行うことが重要です。また、教科指導の大半は、学級・ホームルームを単位とした授業により進められます。授業を進めるに当たっては、個々の児童生徒の習熟の程度など、その学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらし、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行うことが大切です。

上記では、教科指導の授業展開において生徒指導とのつながりを意識することの大切さが記されている。そのつながりを一体化させるために、教師は授業が「全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場」であることを認識し、生徒指導の実践的視点である「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」を授業内に具現化することが重要となる⁽¹¹⁾。

さらに学習指導と生徒指導の接点を考えたとき、鍵概念となるのが規範意識である。規範意識が教育政策のうえで盛んに登場するようになったのは2000年代以降のことである。とりわけ、重大事案が報道等で取りあげられ、「荒れ」の深刻化が社会問題として改めてクローズアップされるようになったのである。これを受けて、2006年に文科省から「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について」の通知が出され、安倍政権のもとに設置された教育再生会議では徳育重視の方向性が出された。この文脈において、2006年の教育基本法改正では「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」（第6条）、2007年学校基本法改正では「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」（第21条）と明記された⁽¹²⁾。

このように規範意識が政策上の用語として前面に出ると同時に、実践レベルでいえば道徳教育を核とした「規範意識の醸成」が目ざされるようになった⁽¹³⁾。前述した教育再生会議での議論が起点となり、道徳が「特別の教科」として位置付くに至った。ただし、この「規範意識の醸成」をめぐるのは、従来の諸研究において実践上の留意点が指摘されている。

第一に、規範意識の低さが問題行動に関係しているという見方ではなく、規範意識の機能不全が事態を深刻化させていくという点である。水野君平、太田正義、加藤弘通の研究では、罪悪感といじめ調査の関係性に着目し、「教師が教科書などを用いて一方向的に児童生徒に教授することを通して児童生徒個人の規範意識や『道徳心』を涵養するよりも、態度や感情面を含めた『規範を巡るコミュニケーション』の醸成という、児童生徒間の相互理解やコミュニケーションを通して『他者をどう考え、感じるか』ということの活性化・可視化が必要になる」としている⁽¹⁴⁾。大久保智生、加藤弘通の研究では、問題行動の経験と規範意識を四類型に整理し、観衆化によって問題行動をする生徒が暗黙的支持されてしまうことで、道徳的な仲裁がきかなくなり、事態が継続し深刻化してしまうと論じている⁽¹⁵⁾。これらの研究は、森田洋

司によるいじめの四層構造にも通じる議論である⁽¹⁶⁾。ここでの知見を総合すると、徳育重視によって教え授けることで規範意識の低さを回復するというよりは、「互いの規範に対する認識を知り合う」⁽¹⁷⁾ コミュニケーションが重要なアプローチになると考えることができる。学習指導との関連でいえば、国語科を軸とした「言語活動の充実」⁽¹⁸⁾ が前述したコミュニケーションをはかる際に鍵となる授業デザインの視点になるといえよう。

第二に、「規範意識の醸成」をめぐるのは教育課程として連動性に欠けているという指摘である。石堂常世は、一連の施策では問題行動に毅然とした対応を求める一方で、子どもの生活経験や自主性を重んじる「指針の双極性」があり、「法教育、法規範教育との連動性が欠けている」と指摘している⁽¹⁹⁾。さらに、「市民性育成に役立つ『社会科』や中学校の『公民』が、ともすれば知識学習に終始し、「実践的な規範性育成につなげるだけの効力を発揮していない」とまで記している⁽²⁰⁾。先述した通り、学習者を教授の対象をとらえ、徳育を展開させようとしたとき、知識学習に終始しては深い思考へと至らない。学習者が自らを主体として規範を認識するためには、前述した相互理解を促すコミュニケーションが重要になると同時に、それを具現化させるには生徒指導単体だけではなく教育課程としての連動性が不可欠になる。学校教育目標を核としながら、カリキュラム・マネジメントの視点に立って連動性を見出し、そのサブシステムとして授業研究（レッスン・スタディ）を効果的に機能させることで、日々の学習指導と生徒指導の関連付けがより確実なものになるといえよう⁽²¹⁾。

2 台湾の生徒指導と学習指導の関係性

台湾では、生徒指導について「輔導」の語が広く用いられている。冒頭でも記したように、アメリカからの「ガイダンス」の受容により、その訳語として「輔導」が定着するに至っている。教育の基本法である国民教育法では、「徳、智、体、群、美の五育をもって国民の健全な発達を旨す」（第1条）とされている⁽²²⁾。そのうえで、第21条には、生徒指導について、学校は「学生輔導法」に依りながら実践を展開しなければならないとある⁽²³⁾。この条文から、台湾では「学生輔導法」が生徒指導の法的な裏付けになっていることがわかる。

その学生輔導法をみれば、第1条に生徒指導の目的は「心身の健康」と「全人的な発達」であると明記されている⁽²⁴⁾。ここで重要となるのが第6条に明記されている生徒指導の三層構造である。日本の生徒指導提要でも、全ての子どもを対象とした発達支持的生徒指導を基盤に二軸三類四層の構造で整理されている⁽²⁵⁾。対して、台湾では子どもの心身の状況やニーズに応じて「発達の」、

「介入的」、「処遇的」の三層構造で整理されている。とりわけ、基盤となる発達の生徒指導については以下のよう明記されている⁽²⁶⁾。

1：発達の生徒指導

子どもの心身の健康、社会的な適応、適性な発達を促進するため、全ての子どもに対して学校は生徒指導計画を策定し、合わせて生活指導、学習指導、キャリア教育などを実施する。

この三層構造の基盤となる発達の生徒指導では、全ての子どもを対象にすること、そのうえで、編成主体として学校が生徒指導計画を策定し、それに連動させる形で学習指導の実践も展開させていくことが強調されている。では、具体的に「学習指導と関連付けながら」という点において各教科ではどのような実践がなされているのだろうか。その一例として、以下からは中学校社会科公民分野を取りあげる。

3 台湾における中学校社会科公民分野の構造

台湾では2019年から「十二年国民基本教育課程綱要」が順次実施されている。この「十二年国民基本教育課程綱要」では、子どもを学習の主体に位置付けながら、教師は学習進度、関心、文化的背景など様々な差異を考慮に入れて、多元的な教育方法を採用し、適切な学習形態を組織しなければならないとされている⁽²⁷⁾。さらに学級経営との関連において、教師は学習へと向かうポジティブな学級規範、学級文化を打ち立て、教師と子どものコミュニケーション関係をより強固にすることで、子どもたちの学習成果を高めていかなければならないとされている⁽²⁸⁾。この視点がカリキュラム全体を貫く学習指導と生徒指導の関係性、「学習集団づくり」の実践的視点をあらわしたものと見える。

本稿で取りあげる社会科そのものは、小学校低学年では生活科があるため、中学年から始まる。小学校社会科では「統合」の形式がとられており、中学校からは歴史、地理、公民に分かれて「分科」の形式で教育内容が組織されている⁽²⁹⁾。なかでも、公民分野は、「A：公民身分認同及社群」、「B：社会生活的組織及制度」、「C：社会的運作、治理及参与実践」、「D：民主社会的理想及現実」の四つの主題を軸に下記のようなカリキュラム構造となっている（表1）⁽³⁰⁾。

表1 中学校社会科公民分野の内容構成

主題	項目
A：公民身分認同及社群	a：公民身分
	b：権力、権利與責任
	c：国家與認同
	d：人性尊嚴與普世人権
B：社会生活的組織及制度	a：個人、家庭與部落
	b：団体、志願結社與公共生活
	c：規範、秩序與控制
	d：国家與政府
	e：政府的組成
	f：法律的位階、制定與適用
	g：憲法與人権保障
	h：干渉、給付行政與救済
	i：犯罪與刑罰
	j：民事権利の保障與限制
	k：児童及少年的法律保障
	l：資源有限與分配
	m：誘因
	n：交易與專業分工
	o：供給與需求
p：貨幣的功能	
q：国民所得	
C：社会的運作、治理及参与实践	a：民主治理
	b：公共意見
	c：政治参与
	d：労働参与
	e：市場機能與價格管制
	f：市場競争
	g：外部成本
D：民主社会的理想及現実	a：公平正義
	b：社会安全
	c：多元文化
	d：全球関連
	e：科技發展
	f：貿易自由化

地歴分野は時間軸や空間認識が内容構成の軸になっているのに対して、公民分野では主題にそって構造化されていることがわかる。大きな主題に対して項目があり、各項目に対して学習内容を指す条目が並べられている。条目について、地歴分野では「清王朝の統治政策」や「台湾における気候の特色」など内容そのものが端的に

記されているのに対して、公民分野では分析、思考、探究に重きをおくために「我が国の中央政府はどのような組織構成になっているか」など「問い」の形で条目が記されている⁽³¹⁾。教科書はこの項目や条目に対応させた形で構成されている。前述したように、中学校社会科は歴史、地理、公民の「分科」の形式をとっているため、各

学年で三分野を併行して学習していくことになる。例えば、中学校1年生において、歴史分野では台湾史、地理分野では台湾地理を学習する。台湾を時空間に対する社会認識の基盤としながら、公民分野では権利保障や尊敬

などを扱い、具体的な場面として家庭生活、学校生活、地域社会とのかかわりが想定されている。実際に、中学校1年生向けの社会科教科書における公民分野の単元構成は以下のようになっている(表2)⁽³²⁾。

表2 中学校1年生社会科(公民分野)

	南一書局	康軒文教事業	翰林出版
1	人性尊厳と人権保障	人性尊厳與人権保障	公民與公民徳性
2	性別平権	公平正義下的性別平等	人性尊厳與人権保障
3	親属関係與家庭職能	我們都是一家人	家庭生活
4	平権的家庭	家庭協奏曲	平権家庭
5	校園生活與公共事務参与	校園生活中的公共参与	学生權利與校園生活
6	社区與部落	我住故我在・社区與部落	部落與公民参与

表2のなかでも特色といえるのが、第五単元の学校生活における規範意識や社会的な参画を題材としたものである。先にあげた表1にも、主題「A：公民身分認同及社群」の項目「b：権力、権利與責任」に、条目として「学校生活のなかで生徒たちはどのような権利を享受しているか」、「学校生活を通じてどのように道徳性を育むか」と記されている⁽³³⁾。このカリキュラム構造のもとで構成されている教科書の特徴について以下の三点をあげることができる。

第一に、生徒自身を権利主体に位置付けながら、権利保障の重要性を説いている点である。先述したように、「十二年国民基本教育課程綱要」においても、生徒が学習の主体として位置付けられている。世界人権宣言では、「すべての人は教育を受ける権利がある」(第26条)とあり、中華民国憲法でも「国民教育を受ける権利と義務を有している」(第21条)と明記されている⁽³⁴⁾。翰林出版の教科書ではこの世界人権宣言と中華民国憲法、康軒文教事業の教科書では中華民国憲法の条文が引用されており、生徒は権利主体として互いの学習権を尊重し、決してその権利を妨げるようなことはあってはならないとされている⁽³⁵⁾。換言すれば、この教科書叙述があることで、単元の冒頭から権利主体とその保障の重要性を学ぶことができる構成になっているといえる。

第二に、一点目にあげた権利保障をふまえて、いじめが権利の侵害として位置付けられている点である。ここでかかわるのは自らの心身はその個人に自主権があり、いかなる状況でも他人が傷つけてはならないという権利意識である⁽³⁶⁾。南一書局の教科書には、コンビニに食べ物を買に行かせ、その料金を負担させたという実例をもとに、その行為は財産権や心身の自主権を侵害するものであると解説されている⁽³⁷⁾。翰林出版と康軒文教事業の教科書では、教育基本法の「いかなる体罰やいじ

め行為を受けず、心身を侵害することはあってはならない」(第8条第2項)をもとに、法的な責任の所在を明確化させている⁽³⁸⁾。さらに、近年の動向として教育基本法(第8条第5項)に準ずる「校園霸凌防制準則」が修正され、インターネット、電子通信を介したものもいじめの一形態として明文化されるに至ったことにもふれられている⁽³⁹⁾。また、翰林出版の教科書では、いじめなど懸念すべき事態があったときに傍観者であってはならないと明記されている⁽⁴⁰⁾。これはいじめの四層構造をもとにした教科書叙述であり、規範の合致、相互の尊重、理性的なコミュニケーションが安全でよりよい学習環境にもつながるとされている⁽⁴¹⁾。

第三に、民主的な学校生活を送るために、生徒自身による自治活動の重要性が説かれている点である。学校生活そのものやそのなかでの問題解決は民主的なプロセスが重要であり、その中核となるのが生徒たち自身による自治活動であるとされている。その自治活動は、まず自治のための組織がつくられ、運営にあたっての規程が制定され、自治活動が展開される⁽⁴²⁾。また、国際的な裏付けとして、子どもの権利条約における意見表明権についても教科書のなかでふれられている⁽⁴³⁾。自治活動を通じて、生徒が権利主体として意見を表明し、協働で問題解決にあたることで、民主的な法規範を育むことができるのである。

おわりに

本稿では、台湾との比較研究をもとに、学習指導と関連付いた生徒指導の実践的視点について検討した。

日本では、「子どもの権利と最善の利益を保障し、実現するための包括的な法・体制整備」に向けた動きが「コロナ禍・一斉休校を契機として政官民の主要アクターに強く形成された」⁽⁴⁴⁾。そのなかで結実したのが、こども

基本法の施行と子ども家庭庁の設置である。ただし、実践的な課題として、関心の低さや教授・学習の機会が限られていることを乗り越えるために、「子ども若者自身が園・学校で子どもの権利を学ぶ機会が保障され、保護者や家族も学ぶ機会を保障されることが必要になる」と指摘されている⁽⁴⁵⁾。学習指導要領では、「学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること」、生徒指導提要では授業を全ての子どもを対象にした「発達支持的生徒指導の場」とされている。生徒指導の実践的視点をどのように授業内へと具現化していけばよいか。その参照軸を得るために、本稿では、比較研究をもとに、台湾における生徒指導の位置付けをふまえて、中学校社会科公民分野にある学校生活の規範意識を題材とした単元を分析した。

台湾では、日本と同様に、アメリカから「ガイダンス」を受容し、生徒指導の実践を重ねてきた。学生輔導法には、生徒指導の三層構造が明文化されており、基盤となる発達の生徒指導を学習指導と連動して展開させることが強調されている。本稿で取りあげた単元は中学校1年生に位置しており、学校生活における権利保障や規範意識の醸成が主題となっている。単元の冒頭には、学校は学習空間であることから、子どもが権利主体として学習権を尊重し、互いに妨げてはならないとしている。ここで権利主体とその保障の重要性を位置付けたうえで、いじめが権利侵害の行為であることが明確化されている。最終的には、自治活動の重要性が盛り込まれており、学校生活における民主的な問題解決のプロセスが示されている。これらの単元の構成からは、学校生活という具体的な場面をもとに、子ども自身が権利主体であること、その権利保障が重要であることを学ぶ機会として本単元が位置付いていることがわかる。教材と指導展開の工夫によって、知識学習に終始することなく、概念的理解をうながし、深い思考へとつなげることが重要となる。ここで鍵となるのが、カリキュラム・マネジメントの視点に立った連動性である。概念的理解に至るためにも、「言語活動の充実」の視点によりながら、コミュニケーションの醸成をはかることが共感的な人間関係や安心・安全な居場所づくりにつながってくる。さらに、台湾の事例からは、自治活動にみられるような特別活動との連動性も特色として見出すことができる。近年、特別活動は日本型教育の特色として輸出され、国際的な注目を集めている⁽⁴⁶⁾。そうした国際的な地平線があるからこそ、教科での学習指導と特別活動との関係性を改めてみつめなおし、編成主体である学校が互いのよりよい駆動を生み出す糸口をカリキュラム研究として模索する必要があるといえよう。学校生活を題材とした単元は小学校低学年の生活科にもある。学校生活に親しみながら資

質・能力の基礎を育むためにどのような構成になっているか。生活科の比較研究については稿を改めることにしたい。

【注】

- (1) 田中耕治編著『戦後日本教育方法論史(上) —カリキュラムと授業をめぐる理論的系譜—』(ミネルヴァ書房、2017年) 15頁。
- (2) 『中学校学習指導要領(平成29年告示)』(東山書房、2018年) 25頁。
- (3) 山下大喜、生嶋重樹子、土屋武志「台湾における低学年『生活』教科書の分析 —食育に関連する単元を中心に—」(『愛知教育大学研究報告(教育科学編)』第72輯、2023年、所収)、同「台湾における環境教育カリキュラムの構造 —低学年『生活』教科書の分析をもとに—」(『山口大学教育学部研究論叢』第73巻、2024年、所収)。
- (4) 山田美香「戦後台湾の生徒指導」(『人間文化研究』第30号、2018年、所収)。
- (5) 川瀬瑠美「台湾における学校に配置される専門職への支援システム —台北市を事例として—」(『アジア教育』第13巻、2019年、所収)、同「台湾の輔導教師はいかにして学校復帰を援助していくのか —台湾政府によるモデルケースの分析から—」(『教育学研究ジャーナル』第25号、2020年、所収)。
- (6) 梅野正信、福田喜彦編著『東アジアにおける法規範教育の構築 —市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成—』(風間書房、2020年)。
- (7) 中学校1年生の社会科教科書の構成については、鍾鴻銘「国中社会教科書之素養導向評析 —公民與社会」(『教科書研究』第13巻第1期、2020年、所収)の整理が参考になる。
- (8) 前注(2)。
- (9) 『生徒指導提要』(東洋館出版、2023年) 44頁。
- (10) 前注(9)。
- (11) 『生徒指導提要』14、15、46頁。
- (12) 教育基本法、学校教育法。
- (13) 国立教育政策研究所からは、『「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書 —規範意識の醸成を目指して—』(2006年)がまとめられている。
- (14) 水野君平、太田正義、加藤弘通「道徳教育による規範意識の涵養といじめ問題の関連 —小中学生を対象とした自己/他者の罪悪感といじめ調査からの一考察」(『心理科学』第39巻第2号、2018年、所収) 7頁。
- (15) 大久保智生、加藤弘通「問題行動の経験と規範意

- 識による生徒の類型化とその特徴」(『心理科学』第29巻第1号、2008年、所収)。
- (16) 例えば、森田洋司『いじめとは何か 教室の問題、社会の問題』(中央公論新社、2010年)。
- (17) 加藤弘通、太田正義「小学生の規範意識と学級の荒れ — 「規範意識の醸成」で学級の荒れに対処できるのか? 」(『心理科学』第37巻第1号、2016年、所収) 36頁。
- (18) 『中学校学習指導要領(平成29年告示)』24頁。
- (19) 石堂常世「児童生徒の規範意識に関する考察 — 道徳教育と生徒指導の刷新に関する問題点 — 」(『白鷗大学教育学部論集』第2巻第2号、2008年、所収) 207頁。
- (20) 前注(19)。
- (21) カリキュラム・マネジメントと授業研究の関係については、Kuramoto, T., & Associates. (2014). *Lesson Study and Curriculum Management in Japan: Focusing on Action Research*. Okayama: Fukuroを参照。
- (22) 国民教育法(台湾)。
- (23) 前注(22)。
- (24) 学生輔導法(台湾)。
- (25) 『生徒指導提要』17-23頁。
- (26) 前注(24)。
- (27) 「十二年国民基本教育課程綱要 総綱」(教育部、中華民國103年11月) 34頁。
- (28) 前注(27)。
- (29) 歴史分野の整理は、山下大喜「台湾から解釈型歴史学習の可能性を考える」(土屋武志、白井克尚編著『グローバル社会における解釈型歴史学習の可能性』帝国書院、2024年、所収) に詳しい。
- (30) 「十二年国民基本教育課程綱要 社会領域」(教育部、中華民國107年10月) 26-36頁。
- (31) 「十二年国民基本教育課程綱要 社会領域」18、22、26、29頁。
- (32) 本稿では、『国民中学 社会 第一冊』(南一書局、中華民國108年8月)、『国民中学社会 1上』(康軒文教事業、中華民國108年8月)、『国民中学社会 1上』(翰林出版、中華民國108年8月)を参照した。
- (33) 「十二年国民基本教育課程綱要 社会領域」27頁。
- (34) 世界人權宣言、中華民國憲法。
- (35) 『国民中学社会 1上』(康軒文教事業、中華民國108年8月) 187頁、『国民中学社会 1上』(翰林出版、中華民國108年8月) 184頁。
- (36) 『国民中学 社会 第一冊』(南一書局、中華民國108年8月) 208頁、『国民中学社会 1上』(康軒文教事業、中華民國108年8月) 187頁、『国民中学社会 1上』(翰林出版、中華民國108年8月) 185頁。
- (37) 『国民中学 社会 第一冊』(南一書局、中華民國108年8月) 209頁。
- (38) 教育基本法。『国民中学社会 1上』(康軒文教事業、中華民國108年8月) 187頁、『国民中学社会 1上』(翰林出版、中華民國108年8月) 185頁。いじめ問題に関連する法整備と課題については、宋峻杰「台湾におけるいじめ問題解決のための法制の整備とその課題」(『マテシス・ユニウエルサリス』第22巻第2号、2021年、所収) に詳しい。
- (39) 校園霸凌防制準則。『国民中学社会 1上』(康軒文教事業、中華民國108年8月) 187頁。
- (40) 『国民中学社会 1上』(翰林出版、中華民國108年8月) 186頁。
- (41) 『国民中学社会 1上』(翰林出版、中華民國108年8月) 186頁。
- (42) 『国民中学 社会 第一冊』(南一書局、中華民國108年8月) 210-213頁、『国民中学社会 1上』(康軒文教事業、中華民國108年8月) 190-195頁、『国民中学社会 1上』(翰林出版、中華民國108年8月) 188-191頁。
- (43) 『国民中学社会 1上』(康軒文教事業、中華民國108年8月) 190頁、『国民中学社会 1上』(翰林出版、中華民國108年8月) 187頁。
- (44) 末富芳「こども基本法の意義 子どもの権利と最善の利益を実現することも政策のために」(末富芳編著『子ども若者の権利とこども基本法』明石書店、2023年、所収) 21-22頁。
- (45) 前注(44)、30頁。
- (46) 恒吉僚子「日本の教育モデルを用いた海外の実践から考える」(恒吉僚子、藤村宣之『国際的に見る教育のイノベーション 日本の学校の未来を俯瞰する』勁草書房、2023年、所収)。
- 【謝辞】：本研究の遂行にあたっては、「日台交流を軸とした山口県における教師教育プログラムの充実化」(2024年部局マネジメント改革推進経費、研究代表：山下大喜)の支援を受けた。